

第2回都区財政調整協議会 協議内容

日 時:令和元年12月2日(月) 18:23~18:58

会 場:区政会館19階192会議室

出席者

都 側:佐藤行政部長

区 側:鈴木目黒区副区長(会長)、田中港区副区長(副会長)、佐藤荒川区副区長(副会長)、寺田新宿区副区長、柳澤渋谷区副区長、宇賀神杉並区副区長、内田北区副区長、志賀特別区長会事務局長、入澤特別区長会事務局次長(司会)

1 開会

(司会)

ただ今から、令和元年度第2回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者のほか、協議会が指名する者が出席できることとされておりますが、区側から特別区長会事務局長を出席させたい旨の申し出がございましたが、よろしいでしょうか。

(都側委員)

異議ございません。

(司会)

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局西山総務部長、財務局山田主計部長、

区側委員のうち、葛飾区筧副区長が欠席でございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いいたします。

2 都側提案事項説明

(都側委員)

都側の提案事項を説明させていただきます。

まず、今年の財調協議に臨む都の基本姿勢について、一言述べさせていただきます。

東京は、日本の首都として、引き続き我が国を牽引していかなければなりません。東京の活力の増進が、我が国全体の発展を促進することは都区双方とも共通の認識かと思いま

す。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ますと、元来、税収構造が不安定である上、これまでの税制の見直しでは都区合わせて1兆円以上の減収が見込まれるような税制改正が行われています。

この動きの背景には、前々から言われております「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを都区双方で改めて強く意識する必要があります。

都区制度の根幹をなす都区財政調整制度についても、これまで以上に適切に運営していくため、都区で自律的に算定を見直していく必要があります。国から言われるのではなく、自主的に見直しをしていくことが期待されております。

そのためには、既に算定している事項も含めて、より厳しく見直しを行い、なお一層の合理化を図っていかねばならないと考えております。

都税収入についても、現時点で令和元年度最終見込みや令和2年度の見込みは示されておりませんが、税制の見直しによる影響や、海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向による影響なども考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和2年度財調協議にあたって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまの御協力を是非ともよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、現時点での見込ではございますが、今年度及び令和2年度の財源見通し等について申し上げます。資料は用意してございませんので口頭での説明となります。御了承願います。

まず、今年度の調整税についてですが、今年度も、昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報を提供いたしました。

すでに御承知のことと存じますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績については、前年同月比で約211億円の増、固定資産税については、約262億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残として、約256億円を留保しているところでございますが、最終的にこれがどのようになるか、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、令和2年度の調整税等の見通しですが、これまで申し上げてきましたとおり、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概略的な見通しとなります。

固定資産税については、来年度は、評価替えの年にはあたらぬことから、大きな変動要素はございませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分については、平成 28 年度税制改正により、消費税率 10%段階において、税率が大幅に引き下げられたことから、来年度については、大幅な減収となると思われます。

なお、当該減収の補てんとして、来年度から法人事業税交付金が創設され、特別区財政調整交付金の原資となることとなっておりますが、当該減収を補てんできる規模にはいたらないものと思われます。

いずれにしても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

標題が「令和 2 年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」となっております 1 枚の資料を御覧下さい。

今回、東京都から提案する事項は、全部で 7 項目あります。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料 2 枚目を御覧ください。

まず、【議会総務費の欄】「森林整備等に要する経費の新設」でございます。

森林環境譲与税を基準財政収入額に算定することに伴い、収入額と同額を森林整備等に要する経費として態容補正で新たに算定するよう、提案するものでございます。

次に、【民生費】の欄、「福祉サービス安定化事業の廃止」でございます。

本件については、平成 12 年度に介護保険の導入や新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施するために算定することとした経費でございますが、算定導入から 20 年が経過し、各区における様々な福祉施策に対し、財調においても算定の充実が図られてきていることから、本事業の算定の廃止を提案するものでございます。

最後に、【教育費】の欄、「学校運営費（普通教室冷房設備）の廃止」でございます。

本件については、平成 19 年度から小・中学校の普通教室の冷房設備費を、リースで設置運用するものとして経常的経費で算定が開始されたものでございます。しかし、平成 25 年度に投資的経費を見直した際、義務教育施設建設費単価に、空調に係る機械設備経費が算定されることとなり、経常的経費と投資的経費とで重複算定されているため、経常的経費における算定の廃止を提案するものでございます。

東京都提案事項の説明は以上でございます。

3 区側提案事項説明

(司会)

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

(区側委員)

私から区側提案事項について、説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

平成 31 年度財調協議は、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができました。

一方で、特別交付金をはじめとする現行制度上の諸課題については、前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

令和 2 年度財調協議においては、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定することはもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。お配りしている「令和 2 年度都区財政調整区側提案事項」をお手元に御用意いただければと思います。

特別区においては、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京都と連携しながら、万全な体制づくりに取り組む必要がございます。

令和 2 年度財調協議にあたっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

都におかれては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いいたします。

具体的な内容ですが、第 1 に「都区間の財源配分に関する事項について」でございます。

特別区における児童相談所については、本年の 8 月に「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和 2 年度に世田谷区、江戸川区、荒川区において設置されます。

これにより、法律上、児童相談所関連の事務が特別区の事務となることから、当然に都区財調の基準財政需要額に算定するとともに、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響を確実に配分割合に反映させることを求めるものでございます。

また、協議にあたっては、都区間の財源配分の課題と、特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう、よろしく願いいたします。

第 2 に「特別区相互間の財政調整について」でございます。

特別区間の財源配分については、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理する

ことを求めるものであります。

幼児教育・保育の無償化への対応や投資的経費に係る工事単価の見直しなど、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめをお願いいたします。

第3に「都区財政調整協議上の諸課題について」でございます。

特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものであります。

とりわけ、特別交付金については、児童相談所の開設を来年度に控えておりますが、開設準備経費が過年度の経費を含め全額が算定されていないことから、算定ルールを見直すべきであると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料をお付けしておりますので、御参照いただきたいと存じます。なお、5ページに掲げた事業は、継続検討課題として、今後の状況の変化に応じて提案を行うこととしたものであり、2項目を整理しております。

最後になりますが、課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯に御対応いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

4 協議

(司会)

それでは、ただ今の都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。

意見がありましたら、お願いいたします。

○ 都区間の財源配分の見直し（児童相談所関連経費）

(区側委員)

私からは、都区間の財源配分に関する事項である児童相談所関連経費について発言いたします。

本年8月には、世田谷区、江戸川区を来年4月に、また荒川区を7月に、児童相談所設置市に指定する政令が公布され、当該区には区立の児童相談所が開設されます。

これを受け、当該区の区域においては、法定事務のみならず、都の社会的養護等に関する単独事業も含め、その関連事務が都から区に移管されます。

このことから、児童相談所関連経費を基準財政需要額に算定することが必須であると考えており、今年度の財調協議において、具体的な方法として、態容補正による算定を提案しております。

また、今後、年度途中の開設を予定している区が複数あることから、年度途中に開設した区の算定は、当該年度の開設月数分の算定を行うということも合わせて提案いたします。

次に、「都区間の財源配分に関して」です。児童相談所関連事務は、都から区に移管となることから、都区で合意した配分割合の変更事由のひとつである都区の役割分担の大幅な変更該当します。

そのため、区側提案における来年度の基準財政需要額相当について、都区財調における配分割合の変更を求めます。

都区財調制度は、特別区にとって、地方交付税に替わる財源保障制度です。法の要請に基づき児童相談所設置市となる特別区が、安定的に児童相談所の運営を行い、児童虐待事件などから児童を守るためには、都区の配分割合を変更した上で、財調算定し、財源保障を図ることが必須であると考えております。

最後になりますが、東京全体の児童相談体制を強化していくためには、都と区が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠と考えておりますので、是非、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

(司会)

意見ございませんか。

(都側委員)

ただいま、区側の発言にもありましたが、世田谷区と江戸川区では来年4月に、荒川区では7月に区立の児童相談所が開設される予定です。

こうした特別区の動きを受け、都は区の求めに応じ、派遣研修職員を受け入れるほか、虐待相談等に関する勉強会を開催するなど、人材育成を支援しているところです。

また、区市町村との合同検討会では、情報共有を初めとした効果的な連携方策等を検討するほか、3区の状況も全体で共有することとしており、都と区市町村で緊密に連携し、東京全体の児童相談体制の強化に取り組んでいるところです。

区が児童相談所を設置した場合の、都が実施している社会的養護等に関する補助事業の取扱いについて、基本的な考え方は、都区間で整理されており、現在、詳細の取扱いについて、都区の所管部署の間で調整が行われていると聞いております。

児童相談所関連経費に係る財調上の取扱いについては、昨年度も多くの議論を行ってきました。今回、区側から、児童相談所関連経費の算定等に係る具体的な提案をいただきましたので、内容を確認の上、今後、議論していきたいと考えております。

今年度の財調協議においても、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識の下、皆様としっかり

と協議していきたいと考えております。

(司会)

他に、意見ございませんか。

○ 特別交付金

(区側委員)

私からは、特別交付金について、発言いたします。

区側としては、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべきであり、特別交付金の割合を2%に見直すべきと考えております。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都側から突然示されたものですが、都側が配分割合の変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものです。

都側は例年の協議において、5%を大きく超える規模の申請があることを理由に、現行の割合が必要であることや、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されていることから、大きな問題はないなどの主張を繰り返しております。区側としては、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性の高い、普通交付金による算定を優先すべきと考えております。

また、令和2年度から児童相談所が順次開設されますが、現在は、開設準備経費の一部しか算定されておられません。特別区における児童相談所の設置は、法の要請に基づくものであり、各区が円滑に開設準備を進めるためには、財源の確保が不可欠です。

そこで、開設準備経費を対象とした算定項目を新設することを提案いたします。新たな項目では、設置時期による不公平が生じないように交付率を2分の2で統一し、過年度分も含め全額算定するよう求めます。

割合の見直しと合わせ、是非、前向きに御検討いただきたいと思います。

(司会)

意見ございませんか。

(都側委員)

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されています。これらの財政需要を着実に受け止めるには、現行の5%が必要であると考えております。

特別交付金は、地方自治法施行令において、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められております。そのため、過年度分は算定対象とならないと考えております。

交付率については、都区で合意したルールに基づき算定しております。この算定において、区有施設の用地取得や建設については、庁舎なども同様の交付率で算定しており、現在の取り扱いは妥当なものと考えております。

(司会)

他に、意見ございませんか。

○ 減収補填対策、過誤納還付金

(区側委員)

私からは、調整税の減収補填対策について、発言いたします。

区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

平成31年度財調協議においては、実際に特別区の財政運営上で赤字債発行の必要性が生じた場合、どのように対応することを想定しているのかなど、制度上の問題について都側の考え方を伺いました。

それに対して都側は、区ごとの財政運営上の必要性を踏まえた具体的な検証が必要であるとの主張が繰り返され、協議は平行線となっております。

そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策について現在検討中である旨の回答を得たところです。

区側としては、今後の国の動向を注視し、必要に応じて都区で働きかけを行うべきと考えております。また検討の結果、都区で協議すべき事項が国から示された場合には、速やかに制度上の問題の解決に向けた協議に応じていただきますよう、お願いいたします。

あわせて、調整税に係る過誤納還付金の取り扱いについてですが、過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担

を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてまいりました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思っております。

(司会)

意見ございませんか。

(都側委員)

まず、年度途中の調整税の減収対策についてですが、これまでも申し上げておりますが、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものでございます。

なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策について現在検討中である旨の回答を得た」との発言がありました。都としても、総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、過誤納還付金の取扱いについてですが、調整税に係る過誤納還付金については、平成22年度以降、毎年200億円余、平成21年度に至っては800億円近い額となっております。平成21年度以降の累計額は2,400億円以上になります。

都財政に深刻な影響を与えており、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行ってまいります。

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものであります。

都としては、ぜひとも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

(司会)

他に、意見ございませんか。

○ 都市計画交付金

(区側委員)

私からは、「都市計画交付金」について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

都市計画税は直近10年で約360億円の増収となっておりますが、これは、特別区が実施する都市計画事業が都市の価値を高めていることも寄与していると考えております。しかしながら、都市計画交付金の規模は、同じ10年で10億円の増にとどまり、特別区の都市計画事業の実績からみて極めて小さく、また、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画事業を円滑に執行するためにも、交付率の撤廃・改善や、交付金規模を特別区の都市計画事業の実績に見合うよう拡大する等、抜本的な見直しを求めます。

また、都市計画税の適正な配分を検証するためにも、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模や、その財源とされている都市計画税の充当状況等、必要な情報の提示を求めます。

昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、現状や課題を伺うなど、適切に調整を図りながら対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができておらず、情報の提示にも応じていただけておりません。

本来的には財調協議の場で議論すべきと考えておりますが、先日の知事の予算ヒアリング等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、議論に応じていただくようお願いいたします。

東京の未来のため、安全安心なまちづくりを進めるには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金について、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

(司会)

意見ございませんか。

(都側委員)

都市計画交付金についてですが、これまでも都市計画交付金の運用については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、順次見直しを行ってまいりました。

特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えており、今

後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

(司会)

他に、意見ございませんか。

5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側から意見がありましたら、お願いいたします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、私から総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、御説明がございました。

この場では、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」について、でございます。

来年度の世田谷区、江戸川区及び荒川区の児童相談所の設置に伴う、基準財政需要額の算定と配分割合変更の提案であります。今年度は具体的な提案がされていることから、提案内容を確認した上で議論していきたいと考えております。

次に、「特別区相互間の財政調整」について、でございます。

「特別区間の財源配分は、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求める」との発言がございました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところではありますが、先ほども御説明しましたとおり、令和2年度の都区財政調整も、東京一人勝ちという国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中での協議となります。

都としては、先行きの見通しが難しい状況にあっても、都区制度の根幹である財調制度をこれまで以上に適切に運営していかねばならないと考えております。

こうした困難な状況を乗り切るために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、より一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議してまい

りたいと思います。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほどの協議の中で発言させていただいたとおりでございます。

最後に、本年度の財調協議にあたり一言申し上げます。

これまで何度も申し上げたことではありますが、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。こうした時こそ、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えております。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から意見がありましたら、お願いいたします。

(区側委員)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど都側から、都と特別区を取り巻く環境について、「東京一人勝ち」という国や他の自治体から厳しい目線が向けられていることを踏まえ、現行の算定内容も含めて厳しく見直し、より一層の合理化を図る必要がある、との考え方にに基づき、提案をいただいたところです。

一方で、「令和元年度東京都税制調査会答申」にもあるように、少子高齢・人口減少社会に突入したことにより、大都市特有の財政需要は、さらに増大することが見込まれています。このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければなりません。そのため区側としても、現行算定の見直しを行うとともに、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

また、都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言がございましたが、一方で協議上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけっておりません。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでまいりますので、今後の協議については、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、児童相談所に関連し、都側からいくつか発言がございましたので、一言申し上げます。

都区間の財源配分の見直しについては、今年度の財調協議において、しっかりと協議し

ていきたいとの御発言をいただきました。一方、開設準備経費に係る特別交付金の算定ルールの見直しについては、現在の算定ルールが妥当であるとの発言にとどまっております。

特別区が児童相談所を設置し、安定的な運営を行うことは、法の要請に基づくものであるため、準備経費の全額算定とともに、都区の配分割合の変更による財源保障が必須であると考えておりますので、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

あわせて、先日の都予算編成に関する都知事ヒアリングの際にも要望させていただきましたが、児童相談所の財源保障については、各区の予算編成に大きな影響を及ぼすことから、是非、前向きな考え方を早い時期にお示しいただけますようお願いいたします。

区側の総括意見は以上でございますが、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、区側委員から幹事会への下命に係る御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(都側委員)

異議ございません。

(司会)

それでは、提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですから、何かございましたら、御自由に御発言ください。

以上で第2回都区財政調整協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

※上記は都側で記録したものである。